

提 案 理 由

議案番号	提 案 理 由
報告第 4 号	<p>〔専決処分の承認を求めることについて〕（三次市税条例の一部を改正する条例）</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）等が公布されたことに伴い、関係条例である三次市税条例（平成 1 6 年三次市条例第 7 8 号）の一部を改正する必要性が生じ、専決処分したため、市議会に報告し、承認を求めるものである。</p>
報告第 5 号	<p>〔専決処分の承認を求めることについて〕（三次市都市計画税条例の一部を改正する条例）</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）等が公布されたことに伴い、関係条例である三次市都市計画税条例（平成 1 6 年三次市条例第 8 1 号）の一部を改正する必要性が生じ、専決処分したため、市議会に報告し、承認を求めるものである。</p>
報告第 6 号	<p>〔専決処分の承認を求めることについて〕（三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）等が公布されたことに伴い、関係条例である三次市国民健康保険税条例（平成 1 6 年三次市条例第 8 2 号）の一部を改正する必要性が生じ、専決処分したため、市議会に報告し、承認を求めるものである。</p>
報告第 7 号	<p>〔専決処分の報告について〕（損害賠償の額を定めることについて）</p> <p>令和 8 年 3 月 1 7 日に三次市吉舎町三玉 6 0 0 番地 2、J A ひろしま吉舎支店の駐車場で発生した、公用車による車両物損事故の損害賠償額について専決処分したため、市議会に報告するものである。</p>
議案第 6 9 号	<p>〔三次市固定資産評価員の選任の同意を求めることについて〕</p>

三次市固定資産評価員を選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、市議会の同意を求めようとするものである。

根 拠 法 令

議案番号	根 拠 法 令
報告第4号	<p>〔地方自治法〕（昭和22年法律第67号）</p> <p>第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。</p> <p>4 略</p>
報告第5号 ～ 報告第6号	報告第4号に同じ。
報告第7号	<p>〔地方自治法〕（昭和22年法律第67号）</p> <p>第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。</p> <p>2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。</p>
議案第69号	〔地方税法〕（昭和25年法律第226号）

(固定資産評価員の設置)

第404条 略

2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。

3及び4 略